

平成29年第1回北海道議会定例会に提案する条例案(38件)

病院事業の地方公営企業法の全部適用関係・・・4件

No	条例案名	制定・改正内容	施行期日
1	北海道病院事業職員定数条例案(保健福祉部地域医療推進局道立病院室(25-856))	道の経営する病院事業に従事する職員の定数(962人)を定める。	29.4.1
2	北海道病院事業管理者の給与等に関する条例案(保健福祉部地域医療推進局道立病院室(25-856))	病院事業管理者の給与その他の給付に関し必要な事項を定める。 ※ 給料月額は94万円とし、期末手当及び旅費並びに支給方法は知事等の例による。	29.4.1
3	北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例案(保健福祉部地域医療推進局道立病院室(25-856))	道の経営する病院事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める。 ※ 給与の種類は給料及び手当とし、給与の基準は知事部局の職員の例による。	29.4.1
4	北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(保健福祉部地域医療推進局道立病院室(25-856))	北海道病院事業条例の改正に鑑み、政策評価の実施機関に病院事業管理者を加える等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。	29.4.1

再生可能エネルギー等の推進関係・・・2件

No	条例案名	制定・改正内容	施行期日
5	北海道公営企業条例の一部を改正する条例案(企業局発電課(32-751))	再生可能エネルギー等の利用の推進を図るよう、道の経営する電気事業における利益の処分の方法を改正する。 【欠損金の補填等後に残った利益の処分方法】 ・改正前 利益積立金として積み立て(欠損金の補填に活用) ・改正後 再生可能エネルギー等利用推進積立金として積み立て(再エネ等の利用推進に活用)	29.4.1
6	北海道新エネルギー導入加速化基金条例案(経済部産業振興局環境・エネルギー室(26-174))	エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、北海道における新エネルギーの導入等の加速化を図るための基金として、北海道新エネルギー導入加速化基金を設置する。	29.4.1

7 北海道税条例等の一部を改正する条例案(総務部財政局税務課(22-459))

○改正内容

地方税法の改正に伴い、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

- (1) 自動車取得税・自動車税
自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を創設する。
- (2) 法人道民税
法人道民税法人税割の一部交付税原資化に伴い、法人道民税法人税割の税率を引き下げる。
- (3) 地方消費税
消費税率の引上げの延期に伴い、地方消費税率の引上げの時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更する。

(施行期日 一部を除き、平成31年10月1日)

8 北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例案

(総務部法務・法人局法制文書課 (22-285))

○改正内容

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に鑑み、個人情報の定義の明確化等を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

(1) 個人情報の定義の明確化

次の情報については、「個人識別符号」として個人情報に含まれることを明確化する。

ア 身体的特徴を電算化した符号（指紋データ等）

イ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用等に付される符号（旅券番号等）

(2) 社会的差別の原因となる個人情報の明確化

従前から収集を制限していた思想、信条等の社会的差別の原因となる個人情報について、「要配慮個人情報」と定義し、その内容を従前よりも明確に規定する。

(3) 個人情報の不適正な取扱いを行った事業者への措置の廃止

保有する個人情報の数にかかわらず全ての事業者が法律の対象となったことにより、個人情報の不適正な取扱いを行った事業者に対する措置に係る規定を削除する。

(施行期日 一部を除き、平成29年5月30日)

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案 (総合政策部情報統計局情報政策課 (23-263))

○改正内容

個人番号の利用範囲に特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等を加える。

(1) 独自利用事務の追加

法定事務（特別支援学校就学奨励費（負担金）の支弁に関する事務）に類する事務として、特別支援学校就学奨励費（補助金）の支弁に関する事務を追加する。

(2) 庁内連携（※）ができる独自利用事務の新設

特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務について、知事が保有する他の法令による医療費に相当する給付の支給に関する情報を利用できるようにする。

※ 知事部局などの同一機関内での特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の授受

(施行期日 一部を除き、平成30年4月1日)

10 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(環境生活部くらし安全局道民生活課 (24-184))

○改正内容

特定非営利活動促進法の改正に鑑み、控除対象特定非営利活動法人の海外への送金等に係る書類の事前作成を不要とする等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 海外送金等に関する書類の事前作成等の廃止

事前の作成等を不要とし、毎事業年度終了後の作成等とする。

(2) 役員報酬規程等の備置き、閲覧等の期間の延長

	改正前の期間	改正後の期間
役員報酬規程等	翌々事業年度の末日までの間	作成の日から起算して5年 が経過した日を含む事業年 度の末日までの間
助成金支給書類	作成の日から起算して3年 が経過した日を含む事業年 度の末日までの間	

※ 知事が閲覧・謄写させる期間については、過去3年間に提出を受けたものから過去5年間に提出を受けたものに延長する。

(施行期日 平成29年4月1日)

11 北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例案

(水産林務部林務局森林計画課 (28-513))

○改正内容

森林の施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を通じて適切な森林整備の推進を引き続き図るよう、北海道森林整備地域活動支援基金条例の有効期限を延長する。

【有効期限】 平成29年3月31日 → 平成33年3月31日

(施行期日 公布の日)

12 北海道迷惑行為防止条例の一部を改正する条例案

(警察本部生活安全部子供・女性安全対策課 (251-0110 (3221)))

○改正内容

本道における新たな手段による迷惑行為の被害の状況に鑑み、SNSによるメッセージの悪質な連続送信等を規制する。

(1) 反復したつきまとい行為等の禁止

ア SNSを用いたメッセージ送信等の行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して次の行為をすることを規制する。

(7) SNSを用いたメッセージを送信する行為

(4) ブログ、SNS等個人ページにコメント等を書き込む行為

イ 罰則の引き上げ

※ 条例の対象は、恋愛感情等の充足を目的としない行為に限られる。

(2) 卑わいな行為の禁止

ア 衣服等で覆われている身体等の盗撮の規制範囲拡大

事務所、学校等の公共の場所・乗物に該当しない場所・乗物を規制範囲に追加する。

イ 衣服を着けていない状態にある人の姿態の盗撮の規制範囲拡大

浴場、便所及び更衣室について「公衆」要件を除外する。

ウ 盗撮の前段行為の規制

新たに盗撮のための写真機等の設置行為を規制する。

(3) 客待ち行為の禁止の新設

接待飲食営業等の営業についての客引きをするため、公安委員会規則で定められた地域内の公共の場所において、公衆の目に触れるような方法で、客引きの相手方となるべき者を待つ、いわゆる「客待ち行為」を規制する。

(施行期日 平成29年5月1日)

13 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例案

(警察本部生活安全部保安課 (251-0110 (3141)))

○改正内容

金属くず回収業の健全な発展に資するよう、金属くず回収業の許可に係る欠格事由に禁錮以上の刑に処せられた者等を加えるとともに、少額の取引に係る取引相手の身分確認を不要とする等の措置を講ずる。

(1) 許可取得

ア 許可の基準（欠格事由）への禁錮・懲役刑の前科者、暴力団員等の追加

イ 許可単位の変更（営業所ごと→事業者ごと）

ウ 欠格事由に該当した場合の許可の取消しに関する規定の新設

(2) 金属くず回収業者の遵守事項

ア 少額の取引に係る取引相手の身分確認及び帳簿等記載等の義務の免除

イ 行商の証明書の提示義務の追加

ウ 帳簿の保存期間の見直し

(3) 罰則の見直し

営業の停止命令に従わない場合の罰則の追加

(施行期日 一部を除き、平成29年10月1日)

14 北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例案

(警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課 (251-0110 (4481)))

○改正内容

近年の暴力団をめぐる情勢に鑑み、暴力団排除特別強化地域における特定接客業者及び暴力団員によるみかじめ料及び用心棒料の授受等を規制するとともに、暴力団事務所の開設等の規制区域を拡大する。

(1) 暴力団排除特別強化地域

暴力団排除特別強化地域（札幌市「すすきの」・旭川市「さんろく街」）を定め、同地域内における特定接客業（※）に関するみかじめ料・用心棒料を規制する。

※ 風俗営業、性風俗関連特殊営業等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制される営業

ア 規制内容

(ア) 特定接客業者の禁止行為

暴力団員等による用心棒の役務の利用・暴力団員等へのみかじめ料等の支払

(イ) 暴力団員の禁止行為

特定接客業者への用心棒の役務の提供・特定接客業者からのみかじめ料等の受領

イ 罰則 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 暴力団事務所の開設等の規制区域の拡大

認可外保育施設又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所の敷地の周囲200メートルの区域を追加する。

(施行期日 平成29年7月1日)

手数料、使用料等に係る改正関係・・・10件

(新規手数料の追加：1件)

15 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案（建設部総務課 (29-119)）

○改正内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料を定めることとし、併せて規定の整備を行う。

【新たに手数料を徴収する事務（主なもの）】

・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

11,000円～985,000円（床面積等に応じて設定）

(使用料・占用料の額の改定：9件)

16 北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案（水産林務部水産局漁港漁村課 (28-305)）

17 北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案

(水産林務部水産局漁港漁村課 (28-305))

18 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

(建設部建設政策局維持管理防災課 (29-265))

19 河川法施行条例の一部を改正する条例案（建設部建設政策局維持管理防災課 (29-319)）

20 砂防法施行条例の一部を改正する条例案（建設部建設政策局維持管理防災課 (29-413)）

21 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

(建設部建設政策局維持管理防災課 (29-413))

22 北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例案

(建設部建設政策局維持管理防災課 (29-413))

23 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市環境課 (29-614)）

24 北海道公共下水道条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市環境課 (29-618)）

※ 施行期日 いずれも平成29年4月1日

市町村への権限移譲に係る改正関係・・・2件

市町村への権限移譲の推進を図るよう、法令に基づく事務の一部を市町村が処理することとするため、次の条例の改正を行う。

No	条例案名	移譲する事務	市町村名	施行期日
25	北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（環境生活部総務課（24-116））	【移譲市町村が追加される事務】 特定非営利活動促進法に基づく事務	猿払村	29.4.1
26	北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（農政部農政課（27-112））	【移譲市町村が追加される事務】 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務	標茶町	29.4.1

福祉サービス基準に係る改正関係・・・2件

No	条例案名	改正内容	施行期日
27	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-227））	国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、就労継続支援A型事業（※）の運営基準に利用者の希望を踏まえた就労機会の提供義務等を加える。 ※ 障害者に対し雇用契約に基づく生産活動の機会の提供等を行う事業	29.4.1
28	北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-725））	国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、指定放課後等デイサービス事業所（※）に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とする等の措置を講ずる。 ※ 学校通学中の障がい児に対して、放課後等において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するもの	29.4.1

手当・定数・服務に係る改正関係・・・5件

No	条例案名	改正内容	施行期日
29	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-155))	北海道職員の特殊勤務手当について、医学研究調査手当に係る特例措置を延長する。 【特例措置の期限】 平成29年3月31日 → 平成32年3月31日	29.4.1
30	北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁総務政策局教育政策課(35-426))	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。 【教職員の定数】 46,361人 → 38,025人(▲8,336人)	29.4.1
31	北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案(警察本部警務部警務課(251-0110(2623)))	地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員並びに警察官以外の職員の定員を改定する。 【地方警察職員の定員】 ・警察官 10,353人→10,389人(+36人) ・警察官以外 1,271人→1,278人(+7人) ・合計 11,624人→11,667人(+43人)	29.4.1
32	北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-182))	国家公務員の配偶者同行休業について期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたことに鑑み、北海道職員等の配偶者同行休業についてもこれに準ずる措置を講ずる。	公布の日
33	北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁総務政策局教職員課(35-215))	学校職員の職務の特殊性に鑑み、学校職員の勤務時間の割振り変更について4時間以外の単位を定める。 ※ 人事委員会規則で定める場合については、3時間45分の勤務時間の割振り変更を可能とする。	29.4.1

法令の改正に伴う規定の整備関係・・・5件

No	条例案名	改正内容	施行期日
34	北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-155))	市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、規定の整備を行う(指定都市の県費負担職員の給与等の負担が都道府県から指定都市に移譲されることによる規定の整備)。	29.4.1
35	北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課(25-352))	国が定める病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行う(従うべき基準の改正に伴う規定の整備)。	公布の日
36	北海道がん対策推進条例の一部を改正する条例案(保健福祉部健康安全局地域保健課(25-526))	がん対策基本法の改正に伴い、規定の整備を行う(引用条項の改正)。	公布の日
37	児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(25-774))	児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を行う(引用用語等の改正)。	29.4.1
38	国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例案(農政部農村振興局農業施設管理課(27-318))	国立研究開発法人森林総合研究所法等の改正に伴い、規定の整備を行う(引用法律名等の改正)。	29.4.1